

(仮称)岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)
の概要について

1 条例の概要

児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めるものです。

2 条例で定める基準

項目	省令による基準の内容	基準の 類型	本市独 自基準 の有無
趣旨	国が定める設備運営基準は、利用者が心身ともに健やかに育成されることを保障するもの	—	—
最低基準の 目的	市町村が条例で定める最低基準は、利用者が心身ともに健やかに育成されることを保障するもの	—	—
最低基準の 向上	市町村長は、市町村児童福祉審議会等の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができるとするもの	—	—
最低基準と放課 後児童健全育成 事業者	放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させなければならないとするもの	—	—
放課後児童健全 育成事業の一般 原則	放課後児童健全育成事業における支援の目的を規定するもの	参酌	無
	放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならないとするもの		
	放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者等に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならないとするもの		
	放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならないとするもの		有 (※1)

暴力団排除			有 (※2)
放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	放課後児童健全育成事業者は、非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、訓練をするよう努めなければならないとするもの		有 (※3)
放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件	放課後児童健全育成事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならないとするもの	参酌	無
放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等	放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならないとするもの		無
設備の基準	放課後児童健全育成事業所には、専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないとするもの		無
	専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないとするもの		
職員	放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かななければならないとするもの	従う・参酌	無
	放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とするもの		
	放課後児童支援員は、保育士の資格を有する等の要件に該当し、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないとするもの		
利用者を平等に取り扱う原則	放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならないとするもの		無
虐待等の禁止	放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、虐待等の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないとするもの	参酌	無

衛生管理等	放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備等について衛生的な管理に努め、感染症又は食中毒が発生しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないとするもの	参酌	無
運営規程	放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならないとするもの		無
放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならないとするもの		無
秘密保持等	放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないとするもの		無
	放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならないとするもの		
苦情への対応	放課後児童健全育成事業者は、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないとするもの		無
	放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならないとするもの		
開所時間及び日数	放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、児童の保護者の労働時間等を考慮して、当該事業所ごとに定めることとするもの		無
	放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、児童の保護者の就労日数等を考慮して、当該事業所ごとに定めることとするもの		
保護者との連絡	放課後児童健全育成事業者は、利用者の保護者と常に密接な連絡をとり、当該利用者の健康及	無	

	び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないとするもの		
関係機関との連携	放課後児童健全育成事業者は、関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならないとするもの		無
事故発生時の対応	放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないとするもの	参酌	無
	放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないとするもの		

【経過措置】

項 目	基準の 類型	本市独 自基準 の有無
職員の経過措置	従う	無

* 基準の類型について

「従う」：従うべき基準……必ず適合しなければならない基準で、当該基準に従う範囲内での地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されません。

「参酌」：参酌すべき基準…自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものです。

3 本市が独自に定める事項

	独自基準項目	説 明
※1	サービスの評価	自ら評価を行うだけでなく、保護者や地域等の第三者も含め、幅広く評価を行うことができる機会を作ります。

※2	暴力団排除	施設の運営において暴力団員等が支配的な影響力を及ぼすことを防止する規定及び施設の長に係る暴力団排除に関する規定を追加します。
※3	非常災害対策	避難及び消火に対する訓練を少なくとも毎月1回は行うこととします。